

専門業務型裁量労働制に関する労使協定書

国立大学法人東北大学（以下「甲」）と経済学研究科事業場過半数代表者（以下「乙」）とは、労働基準法第38条の3第1項の規定により、専門業務型裁量労働制について以下のように定める。

第1条（裁量労働の原則）

甲は、専門業務型裁量労働制適用対象者が遂行する教授研究の業務について、遂行の手段および時間配分の決定等に関して具体的な指示を行わず、適用対象者の裁量にゆだねる。

第2条（適用対象者）

本事業場において専門業務型裁量労働制が適用されるのは、教授・准教授・講師・助教の全員とする。

第3条（みなし労働時間）

適用対象者が所定労働日に勤務した場合は、国立大学法人東北大学職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第3条に定める所定の労働時間にかかわらず、8時間労働したものとみなす。

第4条（健康・福祉確保義務）

甲は、専門業務型裁量労働制の実施にあたり、適用対象者の健康と福祉を確保するために努力しなければならない。

- 2 前項の目的のために、甲は適用対象者が協定で定める時間以外の労働をした場合について、適用対象者の申告により、出勤簿に時間を記入する。
- 3 第1項の目的のために、甲は定期的に健康診断を実施するとともに、必要に応じて保健管理センターでの健康診断の実施や産業医による保健指導を行う。
- 4 甲と乙は、みなし労働時間の適切さと適用対象者の業務負担の適切さについて定期的に、また必要があるときに誠実に協議する。
- 5 甲と乙は、適用対象者の健康と福祉に問題が生じた場合には、これを解決するために誠実に協議する。

第5条（苦情処理）

適用対象者は、専門業務型裁量労働制に関わる苦情を申し立てることができる。

- 2 苦情を申し立てる際の窓口は、職員相談室、大学院経済学研究科の庶務係、および乙とする。
- 3 申し立てられた苦情について、甲と乙は本人のプライバシーに配慮しつつ実態を調査し、解決に努力する。

第6条（記録の保存）

甲は、適用対象者の第4条に定める健康・福祉確保措置及び第5条に定める苦情処理措置の記録を、この協定の有効期間の始期から有効期間満了後3年間を経過するときまで保存することとする。

第7条（労働者代表の合議体制）

第4条第4項、第5項に定める労使協議、第5条第2項の苦情申し立て、第5条第3項における調査、解決については、乙とともに、乙が主宰する職場委員会が参加する。

第8条（正当な労働組合活動の保障）

第4条第4項、第5項、第5条第1項、第2項、第3項の規定は、労働組合員が当該事項に関して組合を通じた団体交渉や協議を求めることを妨げるものではない。

第9条（有効期間）

この協定の有効期間は、2007年4月1日から2008年3月31日までとする。

2007年4月1日

労働者過半数代表 国立大学法人東北大学大学院経済学研究科

教授

国立大学法人東北大学大学院経済学研究科

研究科長

専門業務型裁量労働制に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
教育研究業		国立大学法人東北大学経済学研究科 事業場		〒980-8576 仙台市青葉区川内 27-1 (022-795-6263)			
業務の種類	業務の内容	該当労働者数	1日の 所定労働時間 数	協定で 定める 時間	労働者の健康及び福祉を確保 するために講ずる措置 (労働者の労働時間の状況の 把握方法)	労働者からの苦情の処理に 関して講ずる措置	協定の 有効期 間
教授研究業務	東北大学大学院経済学研究科事業場において教授研究業務(主として研究)に従事(教授、准教授、講師、助教)。	62人	8時間	1日8時間	定期的に健康診断を実施するとともに必要に応じて保健管理センターでの健康診断の実施や産業医による保健指導を行う。(適用対象者である教員の申告により、出勤簿に時間を記入する。) 労働者の健康及び福祉を確保するために講じた措置の記録は、この協定の有効期間の始期から有効期間満了後3年間を経過する時まで保存することとする。	裁量労働制に関する相談窓口を職員相談室、大学院経済学研究科庶務係と労働者過半数代表者とし、運用並びに処遇等について苦情を受け付ける。使用者と過半数代表者は、本人のプライバシーに配慮して実態調査を行い、解決を図る。 労働者からの苦情処理に関して講じた措置の記録は、この協定の有効期間の始期から有効期間満了後3年間を経過するときまで保存することとする。	2007年4月1日から2008年3月31日まで
時間外労働に関する協定の届出年月日		2007年4月1日					

協定の成立年月日 2007年 4月 1日

協定の当事者である労働者の過半数を代表する者の

職名 国立大学法人東北大学大学院経済学研究科 教授

氏名

協定の当事者の選出方法 (投票による選挙)

使用者

職名 国立大学法人東北大学大学院経済学研究科長

氏名

仙台労働基準監督署長 殿